

別表 昭和 37 年 5 月 4 日付け 37 水生第 2137 号水産庁長官通達  
 昭和 40 年 2 月 4 日付け 40 水生第 389 号一部改正  
 昭和 56 年 8 月 13 日付け 56 水海第 2604 号一部改正  
 平成 2 年 11 月 5 日付け 2 水海第 3027 号一部改正

漁船登録における漁業種類の分類

漁業種類の分類		漁業の内容	備考
(A)統計の分類	(B)登録の分類		
1. 淡水漁業	a 淡水漁業	潮汐の影響のない潟、湖沼、河川、放水路、溜池、貯水池等における漁業	
2. 内水面漁業	a 内水面漁業	潮汐の影響のある潟、湖沼、河川、放水路等における漁業	
3. 採介藻漁業	a 採介藻漁業	浅海における海藻、貝類の採取及び養殖業	( )内の白ちょう貝、さんご等の別を記入
	b 採介藻( )漁業	白ちょう貝等、さんご採取業	
4. 定置漁業	a 定置漁業	定置網漁業以外の定置漁業を含む。	
5. 一本釣り漁業	a 一本釣り漁業	各種一本釣り漁業(ただし、かつお、まぐろ及びいか、さば等を除く。)	( )内にいか、さば等の別を記入
	b 一本釣り( )漁業	いか一本釣り及びさば等のはねつり漁業	
6. はえなわ漁業	a はえなわ漁業	各種はえなわ、たこ、えい等の空つりなわ漁業(ただし、まぐろ、さめ、かじき、たら、ます及びかにはえなわ漁業を除く。)	かごはえなわ漁業を含む。( )内にさけ・ます・たら・かに等の別を記入
	b はえなわ( )漁業	さけ、ます、たら及びかにかごはえなわ漁業	
	c 北洋はえなわ、刺網漁業	北洋はえなわ、刺網漁業	
	d はえなわ漁業(漁艇)	はえなわ漁業(まぐろはえなわを除く。)のとう載漁艇	
7. 刺網漁業	a 刺網漁業	刺網、たたき網、はねかえし網漁業	( )内にいか・かじき等の別を記入
	b さけ・ます流し網漁業	中型さけ・ます流し網、小型さけ・ます流し網及び日本海さけ・ます流し網漁業	
	c 母船式さけ・ます漁業	母船式さけ・ます漁業(母船を除く。)	
	d 刺網漁業(漁艇)	母船式かに漁業の漁艇	
	e 流し網漁業( )	いか流し網漁業、かじき等流し網漁業(ただし、さけ・ます流し網漁業を除く。)	
8. まき網漁業(網船)	a ○○まき網漁業	大中型まき網、中型まき網及び小型まき網漁業の網船	○○に大中型、中型、小型の別を記入
9. まき網漁業附属船	a まき網漁業附属船( )	各種まき網漁業の附属運搬・灯船及びとう載漁艇等	( )内に、運搬、灯船等の別を記入

漁業種類の分類		漁業の内容	備考
(A)統計の分類	(B)登録の分類		
10. 敷網漁業	a 敷網漁業	敷網、八田網、四ツ手網、待網、打網、張網、飼取網、桂網、棚網及び棒受網（さば、さんまを除く。）漁業	〇〇にさば、さんま等の別を記入
	b 〇〇棒受網漁業	さば、さんま棒受網漁業	
11. 底びき網漁業	a 〇〇底びき網漁業	小型底びき網及び沖合底びき網漁業	〇〇に小型、沖合の別を記入
12. 以西底びき網漁業	a 以西底びき網漁業	以西底びき網漁業(1 そうびきを含む。)	
13. 遠洋底びき網漁業	a 遠洋底びき網漁業	遠洋底びき網漁業、母船式底びき網漁業（母船を除く。)	
14. ひき網漁業	a ひき網漁業	11、12 及び 13 以外の各種ひき網漁業（けた網、こぎ網、地こぎ網、こびき網、瀬びき網、巣びき網、中びき網、沖びき網、地びき網、車びき網、歩行びき網、船びき網、船びきつた網、沖取網、バッチ網、ごち網等）	
15. かつお・まぐろ漁業	a かつお・まぐろ漁業	かつお一本つりとまぐろはえなわ漁業の兼業	( )内に母船、漁艇の別を記入
	b かつお一本つり漁業	かつお・まぐろ一本つり漁業	
	c まぐろはえなわ漁業	まぐろ、さめ、かじき、うきはえなわ漁業（母船式の母船を除く）	
	d とう載型母船式かつお・まぐろ漁業（ ）	とう載型母船式かつお・まぐろ漁業の母船及び漁艇	
16. 捕鯨業	a 捕鯨業	捕鯨、探鯨及び小型捕鯨業（母船式の母船を除く。)	
17. 官公庁船	a 官公庁船（ ）	漁業の試験、調査、指導、練習または漁業の取締に従事する漁船	( )内に練習、取締等の別を記入
18. 運搬船及び各種母船	a 漁獲物運搬船	漁場から漁獲物を運搬する漁船	〇〇に漁業の種類を記入
	b 〇〇漁船(母船)	各種母船式漁業の母船（捕鯨及びとう載型母船を除く。)	
	c 捕鯨業(母船)	捕鯨母船	
	d 魚粉工船		
19. 雑漁業	a 突棒漁業	突棒漁業	
	b 養殖業	魚類養殖	
	c 雑漁業	上記の分類に近似の漁業がない漁業	

- 備考 1. 上記“漁業の内容”に記載のない漁業は近似の漁業で登録する。
2. 都道府県が、建造許可における漁業種類または“漁業の内容の名称”を登録票に記載する必要があると認めた場合はその名称で登録して差し支えない、(例えば“はえなわ漁業(さけ・ます)”を“さけ・ますはえなわ漁業”と登録してよい。)